

# 「安心、安全、正直な信州の温泉」の品質確保のための情報開示に関する指針

(平成16年11月9日)

[沿革]平成17年2月2日一部改正

1 この指針は、「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定制度要綱第2条の規定に基づき、信州の入浴施設において利用する温泉について、利用者の皆様にありのままの温泉情報を提供するための情報開示のあり方及び温泉利用施設業者（以下「業者」という。）が講ずべき措置の基準について定めることを目的とする。

2 この指針において使用する用語は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「温泉」とは、温泉法第2条の規定に基づき、「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの」をいう。

(2)「源泉」とは、温泉のゆう出路であって、現に温泉がゆう出しているものをいう。

(3)「加水」とは、温泉に人為的に地下水、河川水、水道水、井戸水等を加えることをいう。

目的は、冷却、希釈、増量など様々であるが、泉質、温度等の異なる温泉を混合した場合は混合泉として扱い加水とは区別する。

(4)「加温」とは、温泉に人為的に熱を加え、あたためることをいう。

(5)「源泉率」とは、浴槽水の中で源泉の占める割合のことをいう。(例：20%加水している場合の源泉率は80%とする。)

(6)「循環式」とは、浴槽水を回収し、殺菌、ろ過、加温をして、再び浴槽に温泉をもどして再利用する方式をいう。

(7)「かけ流し」とは、浴槽に常時新しい温泉を注入して溢流させ、温泉を再び浴槽に戻さない方式をいう。

(8)「循環・かけ流し」とは、浴槽に常時新しい温泉を注入して溢流させながら、浴槽水を回収し、殺菌、ろ過、加温をして、再び浴槽に温泉をもどして再利用する方式をいう。

3 業者は、利用する浴槽の温泉の状況及び衛生管理の状況を、次の各号に規定するところにより、利用者の皆様に開示するように努めなければならない。

## (1) 源泉の状況

ア．源泉名

(ア) 源泉名

(イ) 自家源泉か共有源泉かの別

イ．温泉のゆう出地

(ア) ゆう出地住所

(イ) ゆう出地から利用施設までの引湯距離 m

ウ．ゆう出量 L / 分

エ．ゆう出形態 自然ゆう出、掘削自噴（掘削深度 m）、動力揚湯（掘削深度 m）の別

## (2) 浴槽の温泉の状況

ア．浴槽の種類とその状況

(ア) 各浴室ごとに浴槽の数及び浴槽ごとの容量

(イ) 温泉以外の浴槽の有無及びその状況（水道水のみを使用している浴槽の明示など）

(ウ) 浴用剤の使用の有無及びその状況（種類・分量）

なお、上記(ア)から(ウ)を明示するにあたっては、浴室内の浴槽の配置図を用いるなど、利用者の皆様にわかりやすいように努めること。

#### イ．引湯の状況

(ア) 源泉や共同貯湯施設から引湯する場合

- a 引湯方法 「源泉から引湯」か「共同貯湯施設から引湯」かの別
- b 引湯量 L / 分 ( L / 日)

(イ) タンクローリーやポリタンクで温泉を搬送する場合

- a 搬送量 t / 回
- b 搬送頻度 回 / 週

#### ウ．加温・加水の状況 **源泉の温度**

(ア) 加温の有無及びその状況

- a 加温の有無
- b 「常時加温」か「季節的加温 ( 月から 月 )」かの別
- c 加温の理由 **泉温が低い**ため、適温まで加温など

(イ) 加水の有無及びその状況

- a 加水の有無
- b **源泉率** %
- c 加水しているものの種類 地下水、河川水、水道水、井戸水などの別
- d 加水の理由 冷却 ( 湯温調節 )、増量 ( 湯量調節 )、希釈など

#### エ．循環、かけ流しの状況

「浴槽内循環」、「浴槽から溢れたものも循環」、「かけ流し」及び「循環・かけ流し併用式」の別

### ( 3 ) **浴槽の衛生管理の状況**

#### ア．換水の状況

- (ア) 換水の頻度 毎日、日に一度など
- (イ) 「完全換水」か「一部 ( 割程度 ) 換水」かの別

#### イ．浴槽の清掃の状況

- (ア) 浴槽の清掃の頻度 毎日、日に一度など
- (イ) その他 必要に応じて、浴槽の湯を完全換水して行う清掃の頻度及び清掃方法を記載

#### ウ．殺菌処理の実施の有無及びその状況

- (ア) 殺菌処理の有無
- (イ) 殺菌処理の方法 塩素殺菌、オゾン殺菌、紫外線殺菌など

#### エ．レジオネラ属菌の検査状況

- (ア) 検査頻度 回 / 年
- (イ) 検査結果表 ( 分析結果 ) の掲示

### ( 4 ) 温泉分析書の「源泉のゆう出口での分析結果」か「浴槽内あるいは湯口での分析結果」かの別 ( 別途温泉分析書を掲示すること )

なお、温泉分析は極力、湯口における分析によるものとし、5年毎に再分析を行うように努めること。

また、療養泉として適応症の表示を行う際、その表示が源泉のゆう出口における分析によるもの場合、浴槽内あるいは湯口の湯の分析によるものであるとの利用者の皆様の誤解を招かないよう「( 源泉での分析結果による )」と明瞭に表示する必要があること。

#### 4 留意事項

( 1 ) 3 の掲示については、原則として温泉を利用している各浴室ごとに行うこと。

( 2 ) 浴室内の各浴槽で管理形態が異なるものがある場合は、どの浴槽がどの形態なのか判別できるように明示すること。

なお、明示するにあたっては、浴室内の浴槽の配置図を用いるなど、利用者の皆様にわかりやすいように努めること。